事業系ごみの分け方

産業廃棄物

建設業に係るもの(工作物の新築、改 築又は除去に伴って生じたものに限 る。)、パルプ製造業、紙製造業、紙加 工品製造業、新聞業、出版業、製本業、 印刷加工業などから出るもの



建設業に係るもの(工作物の新築、改 築又は除去に伴って生じたものに限 る。)、木材・木製品製造業、パルプ製 造業、輸入木材卸売業及びリース業な どから出るもの



建設業に係るもの(工作物の新築、改 築又は除去に伴って生じたものに限 る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製 品製造業を除く。)から出るもの



食料品製造業、医薬品製造業、香料製 造業から原料として使用した動物又は 植物に係る固形状不要物 $\times 2$

複数の素材で できた物

コピー機、FAX機、掃 除機、CD、DVDプ レーヤー、照明器具 乾電池、充電式電池、 パソコンプリンター、 電気コード、自転車、 傘、蛍光灯、小型家 電製品、電話機等

発泡スチロール、PPバンド、食品トレ イ、ラップ類、スタイロ畳、点滴のパッ ク、チューブ、断熱材、収納ケース、合 成樹脂くず、合成繊維くず(カーテン、 作業服など)、合成ゴムくず、廃タイヤ







空き缶、一斗缶、ペンキ缶、スチール 製品(机、椅子、棚、ロッカー 等)、コンロ、トースター、金網、カーテ ンレール等







空きびん、コップ、茶碗、窓ガラス、鏡、 試験管、シャーレー、コンクリートくず





燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃 アルカリ、ゴムくず、鉱さい、が れき類、ばいじん、動物系固形 不要物、家畜ふん尿、家畜の 死体 ※3



事業系一般廃棄物



木くず

紙くず

※1 パレットは業種に 関係なく全て産業 廃棄物です。

繊維くず

木製の机、椅子、た んす、棚、剪定枝、落 ち葉等

天然繊維(毛布、木 綿布、絹)、じゅうた ん、本畳、作業服(綿、 絹等)



厨芥ごみ、残飯、茶 葉等、食料品の売れ 残り等、魚のあら等 ※食品トレイは分別後 産業廃棄物として処理



天然皮革(かばん、 ブーツ、コート)、革 製の敷物

廃プラスチック類

ル法によりリサイル等の

実施率目標が定められ

ています。

事業活動に伴って排出される 廃プラスチック類は 全て産業廃棄物です。

金属くず

事業活動に伴って排出される 金属くずは 全て産業廃棄物です。

ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず

事業活動に伴って排出される ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くずは 全て産業廃棄物です。

その他

事業活動に伴って排出される 左記の品目は 全て産業廃棄物です。

※3 但し、動物系固形不要物は、と畜場、食鳥処理場から排出 されるもの、家畜ふん尿及び家畜の死体は畜産農業から排 出されるものが産業廃棄物です。

